

訪問介護重要事項説明書

ヘルパーステーション

マザアス氷川台

[令和6年6月1日現在]

1 サービスについての相談窓口

電話 042-477-7260 (午前8時45分～午後5時45分)

担当 サービス提供責任者：坂本亮佑、中山匡史、小西季子

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 ヘルパーステーションマザアス氷川台の概要

(1) 事業の名称等

事業所名	ヘルパーステーションマザアス氷川台
所在地	東京都東久留米市氷川台二丁目5番7号
介護保険指定番号	訪問介護 (東京都1374800199)
管理者	坂本 亮佑
サービス提供地域	東久留米市、清瀬市、西東京市、新座市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。自転車で訪問可能な地域は伺います。

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護支援専門員	1名	—	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	3名	—	3名
従事者	介護福祉士	0名	4名	4名
	1級※1修了者	0名	4名	4名
	2級※2修了者	0名	9名	9名
	初任者研修※3	0名	1名	1名

※1ホームヘルパー養成1級課程 ※2ホームヘルパー養成2級課程 ※3介護職員初任者研修
訪問介護員の交替は、定期的に行います。

(3) 営業時間

月曜日から金曜日	8:45～17:45
土曜日	8:45～12:45

※12/31～1/3は休業します。但し、緊急性のある場合は協議の上実施します。

(4) サービスの提供時間帯

	早朝 6:00～8:00	通常時間帯 8:00～18:00	夜間 18:00～21:00
平日	○	○	○
土・日・祝日	○	○	○

※時間帯により料金が異なります。

(5) 訪問介護サービスの特徴等

運営方針

- ① 自立支援を目標にし、利用者が意志決定できるように共に歩む援助を提供します。
- ② 関係機関との連絡を密に行い、利用者のニーズにあった援助を提供します。

3 サービス内容

(1) 身体介護サービス

- ・ 食事の介助 ・ 排泄の介助 ・ 衣類着脱の介助 ・ 入浴の介助
- ・ 身体の清拭・洗髪 ・ 体位交換 ・ 通院等の介助 ・ 健康状況の把握
- ・ その他必要な身体介護

(2) 生活援助サービス

- ・ 調理 ・ 洗濯 ・ 掃除 ・ 買物 ・ その他必要な家事

(3) その他のサービス

- ・ 介護相談 ・ 関係機関等との連絡 ・ その他必要なサービス

4 利用料金等

(1) 利用料 (別表1)

(2) 交通費

交通費がかかる場合は、実費をいただきます。

(3) キャンセル料

お客さまの都合によりサービスを中止する場合は、キャンセル料をいただくことがあります。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。

ご利用の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	サービス費総額の50%

(4) その他

1. お客さまのお住まいで、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用はお客さまの負担になります。
2. 利用者本人がいない時に、サービスを利用することは出来ません。利用者が不在の時にヘルパーがサービスを行うのは介護保険の対象となりません。

5 金銭の取り扱い

金銭の取り扱いは必要最小限のものに限ります。金銭授受に関しては買い物票を使用し、確認していただきます。金銭管理能力の低いお客さまとの金銭授受は、ご家族の確認を得て行います。

6 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

医療機関等	病院		主治医	
	住所			
	電話			
緊急時の連絡先	氏名		続柄	
	住所			
	電話			

7 非常災害時の対応

利用者の居住区域において居宅介護支援の提供ができない何らかの大災害が発生した場合、連絡手段が確保されている場合を除いては、急遽お伺いをとりやめる場合がございます。その場合は、連絡手段が確保できた時点でご連絡を入れさせていただきますのでご了承ください。

8 訪問介護サービスについての苦情相談窓口

(1) 訪問介護に関する相談、要望、苦情を担当者および第三者委員で承ります。なお第三者委員に直接申し込むこともできます。

①ヘルパーステーションマザアス氷川台 電話042-477-7260

担当者：サービス提供責任者 坂本 亮佑

②第三者委員：皆さまからの相談・苦情に対し公正に対処するために、中立的な立場の第三者委員を設置しております。

(2) それ以外に区市町村の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

〈東久留米市〉

・東久留米市介護福祉課 電話042-470-7777 (代)

所在地：東久留米市本町3-3-1

受付時間：8時30分～17時(土・日・祝、国民の休日、年末年始を除く)

〈西東京市〉

・西東京市高齢者支援課 電話042-464-1311 (代)

所在地：西東京市中町1-5-1(保谷庁舎)

受付時間：8時30分～17時(土・日・祝、国民の休日、年末年始を除く)

〈清瀬市〉

・清瀬市高齢支援課 電話042-492-5111 (代)

所在地：清瀬市中里5-842 健康センター2階

受付時間：8時30分～17時(土・日・祝、国民の休日、年末年始を除く)

〈新座市〉

- ・新座市介護福祉課 電話048-477-1111 (代)
所在地：新座市野火止1-1-1
受付時間：9時～17時（土・日・祝、国民の休日、年末年始を除く）

〈東京都〉

- ・東京都国民健康保険団体連合会 電話03-6238-0177 (直)
所在地：千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館10階
受付時間：9時～17時(土・日・祝、国民の休日、年末年始を除く)

(3) 苦情の対応手順

- ①受け付けた苦情を「苦情又は意見・要望等連絡票」に記載します。
- ②苦情申出人に苦情の内容確認を行います。
- ③「苦情受付書」により苦情解決責任者又は第三者委員に報告を行います。
- ④苦情解決案を検討し、苦情申立人へ解決策の指示を行います。
- ⑤苦情申立人との話し合いの結果を「話し合い結果記録書」に記載し、同席者に話し合いの内容と相違ないかの確認を行います。
- ⑥話し合い結果に基づいた業務改善を行います。
- ⑦「改善結果報告書」を苦情申立人に送付し、改善状況を報告します。
- ⑧日常的な業務の改善、サービス向上に反映する方法を検討し、改善に努めます。

9 法人概要

名 称	社会福祉法人マザアス
代表者役職・氏名	社会福祉法人マザアス 理事長 衣川輝夫
本事業所所在地・電話番号	東京都東久留米市冰川台二丁目5番7号 042-477-7260
定款の目的に定めた事業	第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム 第二種社会福祉事業 老人デイサービスセンター 老人短期入所事業 認知症対応型共同生活援助事業 小規模多機能型居宅介護事業 障害福祉サービス事業 公益事業 居宅介護支援事業 地域包括支援センター 高齢者食事配達サービス事業 若年性認知症総合支援センター 介護人材の育成事業（初任者研修課程）

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業所

[事業者名] 社会福祉法人マザアス
ヘルパーステーションマザアス氷川台
(事業所番号1374800199)

[住所] 東京都東久留米市氷川台 2-5-7

[代表者] 理事長 衣川 輝夫 印

[説明者] ヘルパーステーションマザアス氷川台
サービス提供責任者

_____ 印

上記の重要事項の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者 [住所] _____

[氏名] _____ 印

代理人 [住所] _____

[氏名] _____ 印

[本人との続柄] _____

訪問介護重要事項説明書 料金表

(別表1)

〔令和6年6月1日現在〕

(1) 利用料金

介護保険の介護給付サービスを利用する場合は、下記の料金となります。

また介護保険の給付を超えたサービス利用は全額（10割）自己負担になります。

a) 要介護1～5のご利用者

〔料金表－身体介護－基本料金・昼間〕

身体介護	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
20分未満	181円	361円	541円
20分以上 30分未満	270円	540円	809円
30分以上 1時間未満	428円	856円	1,283円
1時間以上 1時間30分未満	627円	1,253円	1,880円
1時間30分以上 (30分増すごとに)	+91円	+182円	+272円

〔料金表－身体生活－基本料金・昼間〕

※上記身体介護サービスと合わせて生活援助サービスを行った場合

身体生活	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
20分以上 45分未満	身体+72円	身体+144円	身体+216円
45分以上	身体+144円	身体+288円	身体+431円
70分以上	身体+216円	身体+431円	身体+647円

〔料金表－生活援助－基本料金・昼間〕

生活援助	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
20分以上 45分未満	198円	396円	594円
45分以上	244円	487円	730円

※基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後9時)帯は25%増しになります。

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客さまの居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

b) 加算

加算種類 (適用)	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
初回加算 (新規及び2ヶ月間利用が無く、再開するとき)	221 円	442 円	663 円
緊急時加算 (身体介護のみ、ケアマネとの連携必要)	111 円	221 円	332 円
生活機能向上連携加算Ⅰ (身体介護のみ、リハビリテーション専門職との連携)	111 円	221 円	332 円
生活機能向上連携加算Ⅱ (身体介護のみ、リハビリテーション専門職が利用者宅を訪問して連携)	221 円	442 円	663 円
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算の合計の 24.5%	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ※		上記基本部分と各種加算の合計の 22.4%	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) ※		上記基本部分と各種加算の合計の 18.2%	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) ※		上記基本部分と各種加算の合計の 14.5%	

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

地域区分単位数は11.05です。